

船舶安全管理認定書の有効期間及び延期等に関する事項

改正規則

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム規則

改正事項

船舶安全管理認定書の有効期間及び延期等に関する事項

改正理由

2009 年 12 月に開催された IMO 第 85 回海上安全委員会（MSC85）において、ISM コードの改正に係る決議 MSC.273(85)が採択され、安全管理証書の有効期間及び延期に関する事項、並びに安全管理証書の書式の一部が改められた。

これに伴い、小型船舶等に対して任意に適用する安全管理システム審査についても、船舶安全管理認定書の有効期間及び書式に対して、同様の変更を行う必要が生じた。

今般、決議 MSC.273(85)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船舶安全管理認定書の有効期間満了日を跨いで更新審査が終了する場合の新認定書の有効期間について規定した。
- (2) 船舶安全管理認定書の有効期間延長の取扱いについて規定した。
- (3) 船舶安全管理認定書の様式を改めた。